

## 新しい人権問題への対応(その三)



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

### 大谷 実

前回の約束通り、今回も新型コロナウイルス禍に関連する人権問題を考えることにします。新型コロナウイルスの「第五波」では、八月二〇日頃に新規感染者が最多となりましたが、九月中旬以降減少に転じ、一〇月一日には緊急事態宣言と「まん延防止等重点措置」が解除され、コロナ禍が収束を迎えつつあるようですので、敢えて再考する意味はないとも思いました。

しかし、感染症対策における人権問題にはほとんど触れることができなかつたばかりか、激減したとはいえ現在も新規感染者が連日確認されており、第二次岸田内閣は、早速、冬場に想定される感染「第六波」への対策を示しているのです、改めてコロナ対策における人権問題を

考えることにします。

コロナ禍における人権問題としては、大きく二つに分けることができます。一つは、医療関係者やその家族への差別的発言等の行為への対応であります。もう一つは、感染防止のための国や自治体のコロナ対策における人権の制限です。

まず、前者について考えてみますと、日本災害医学会は、二〇二〇年二月に「医療関係者への不当な批判に対する声明」を発表し、医療関係者が「ばい菌」扱いされるなどの「いじめ行為」や子供の保育園・幼稚園から登園自粛を求められる事態など、不当な扱いを受けた事案が見られたとし、「もはや人権問題としてとらえるべき事態であり、強く抗議するとともに改善を求めたい」としています。

感染症患者に対する偏見や差別については、ハンセン病患者家族訴訟判決以来その問題性が論じられてきましたが、その防止策については大きな進展のないのが現状です。そこで、その防止策について考えてみますと、第一に、ハンセン病判決で指摘された法務省や文部科学省による教育・広報による偏見差別除去義務の遵守を要請する必要があります。第二に、誹謗中傷等の被害者を救済するのは法務省の人権擁護機関の役割ですから、人権擁護委員は、誹謗中傷等の差別的な言動をやめるよう

加害者に説示・勧告・要請を積極的に行うべきです。第三に、最近ではインターネット上での書き込みによる誹謗中傷等の投稿が横行しているようですが、これについては、裁判所で投稿者を特定してもらい、精神的な打撃に対する慰謝料を請求し、あるいは名誉毀損罪又は侮辱罪で告訴することもできます。したがって、現在の法制度下でも誹謗中傷等の人権侵害への対応は可能であり、その積極的な活用が求められます。

しかし、コロナ対策における人権問題は、何と云っても基本的人権としての自由権の侵害です。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置では、事業者が都道府県知事の時短営業や休業命令に従わなかった場合は五〇万円の過料を科するという形で、憲法二二条「居住、移転、及び職業選択の自由」すなわち営業の自由の制限が問題になったのですが、刑罰ではなく過料という制裁で憲法上の問題を回避し、今日に至っているわけです。

しかし、専門家は冬場に「第六波は来る」と指摘しており、イギリスなどの感染の動向を見ると、第六波は避けられないのではないかと危惧されます。その場合の焦点は、ロックダウンの法制化にあるというのが、識者やメディアの見解です。中国、イギリス、EU、マレーシア、アメリカ・カリフォルニア州などでは、ロックダウン措置がとられました。ロックダウンといえますのは

「都市封鎖」のことであり、安全を確保するために、特定地域もしくは建物に入ったたり、そこから出たり、移動したりすることを禁止し、違反した者には罰金等の刑罰を科するというものです。

緊急事態宣言では、時短営業や休業命令における営業の自由の制限が問題になりましたが、ロックダウンでは、営業の自由を含んだ行動の自由の侵害が問題となります。岸田首相は、「ロックダウンはわが国にはなじまない」として、コロナ対策上のロックダウン方式に消極的な態度をとっており、また、現行憲法の解釈上これに同調する学識者もいますが、ここではっきりしておかなければならないことは、行動の自由権は絶対的なものではなく、「公共の福祉に反しない限り」という制約があるということですが、コロナ対策上は、「公衆がコロナに感染することを防止」するのに必要であれば、行動の自由を制限することができるということです。もちろん、行動の自由は生命に次いで貴重なものでありますから、必要最小限の制限でなければなりません。

政府は、第六波に備えて、医療供給体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保、日常生活の回復といった四本柱の体制で臨むようですが、ロックダウンは最後の補完手段として考慮すべきです。